

STOP! THE YANBA DAM



CONTENTS

- ◆ やんば裁判の現状について 中丸素明
- ◆ 地裁・高裁裁判の10年を振り返って 坂倉敏雅
- ◆ ついに八ッ場ダム本体工事着工! 服部かをる
- ◆ 断固抗議!一斉行動に参加 村越啓雄
- ◆ 10周年報告集会 武笠紀子
- ◆ ダムネーションの紹介
- ◆ お知らせ
- ◆ 編集後記 入江あき子

vol.21

八ッ場ダムをストップさせる千葉の会

代 表 : 中村春子・村越啓雄
住 所 : 〒285-0825 千葉県佐倉市江原台2-5-29
TEL/FAX: 043-486-1363
E-mail: yanbachiba@gmail.com
ウェブ: <http://yanbachiba.blog102.fc2.com/>
第21号 2015年2月23日発行

●会費納入のお願い (一口 1000円/年)
会費振込先: 00120-5-426489

やんば裁判の現状について

弁護士 中丸素明

① 最高裁がいつでも判決を出せる状況に —全事件での「上告理由書」が出揃う

2013年10月30日の千葉事件東京高裁判決から、1年3ヵ月余が経過しました。一番早かった東京事件の高裁判決が、同じ年の3月29日でしたから、まもなく2年が経とうとしています。進行が最も遅かった埼玉事件でも、昨年11月3日に敗訴判決がありました。その埼玉事件での上告理由書・上告受理申立理由書の提出期限が本年2月2日で、これで6事件全部の理由書が提出されたことになります。最高裁は、これまで理由書が全部出揃うまで「様子見」の感じがなくはなかったのですが、これでいつでも判決を出せる状態になったといえます。

国は、この1月21日、ダム本体工事への着工を強行しました。これと歩調をあわせるかのように、司法の場でのたたかいま最終盤でのギリギリの攻防戦を迎えています。

② 最高裁での主張・立証活動とその到達点

(1) 最高裁は密室審理

上告審での審理は、最高裁が弁論の再開を決定しない限り、公開の法廷では行われません。傍聴が出来ないため、状況が大見えになってしまいます。そのような中で、私たち千葉事件弁護団は、他の都県事件の弁護団と協力しながら、訴訟活動を行ってきました。

(2) 上告理由書・上告受理理由書の提出

最高裁判所への上告は、憲法の違反があることを理由とする場合にだけすることができます（重要な手続違反は別）。したがって、実際には極めて狭き門となります。それ以外の、最高裁判例と相反する判断があることなどを理由とする場合には、上告受理の申立てをし、上告審として事件を受理するよう求めることになります。上告状や上告受理申立書は、2週間という申立期間の制限がありますので、詳しい理由を書くことは出来ないのが普通です。

<2面へ続く>

<1面続き>

その場合には、裁判所から上告提起通知書を受け取ってから50日以内に「理由書」を提出しなければなりません。ただ、この事件は多くの争点と膨大な証拠があるので、練り上げた書面を50日以内に出すのは実際上困難です。そのため、私たちは期間の延長を申立て、1ヶ月間延伸させることができました。そして、ちょうど1年前の2014年2月3日、上告と上告受理申立の各理由書を提出しました。上告受理申立理由書は、306頁にも及ぶ膨大なものとなりました。高裁判決の治水と利水に関する事実認定と判断の誤りを二本柱としながら、全ての争点を網羅し尽くしたもので、弁護団の総力を傾注して取りまとめたものです。

(3) 「補充書」(1)～(3)の提出による補強

その後も、理由書をさらに補充するものとして、その「補充書」を3本提出しています。まず、補充書(1)は、田村達久早稲田大学教授・野呂充大阪大学教授・人見剛早稲田大学教授の論文を基に、本件東京高裁判決が一日校長事件最高裁判決に違反することを、詳しく論じたものです。補充書(2)では、それをさらに深めて、国と地方公共団体という異なる法主体間では、対等平等な関係であるから、支出するかどうかは費用負担者である千葉県自身が自主的に判断すべきもので、この点においても高裁判決は決定的な誤りを犯していることを明らかにしました。そして補充書(3)では、ハッ場ダムによる水位低減効果は数センチしかなく千葉県が治水上の「著しく利益を受ける」ことはないこと、その判断にあたっては小田急線最高裁判決が定立した判断基準によるべきであるにもかかわらず



同最高裁判決に明らかに反していることを、さらに突っ込んで明らかにしました。

(4) 現時点で準備していること

そして、いま取組んでいるのが、原判決の、当該支出が違法であるというめには「当該納付通知について重大かつ明白な違法ないし瑕疵」があり、そのことが「外形上一見して看取できるものでなければならない」との判断の誤りを明らかにすることです。この考え方方は「公定力」理論、つまり行政行為は法律に基づく公権力の行使であるから、取り消されるまでは有効なものとして尊重されなければならない（「お上には逆らうな」との基本理念に依拠したもので、時代錯誤の誤りであることを明らかにしようとするものです。

③ 「ハッ場のたたかい」で培った力に確信を持とう！

「粘り強く・したたかに・力の限りたたかおう！」。かって、私はそのように呼びかけたことがあります。いま、その思いをより強くしています。ハッ場ダムをめぐる情勢には、法廷の内外を問わず、とても厳しいものがあります。だからこそ、これまでに培ってきた力に確信を深めあい、毅然として、一緒に立ち向かって行こうではありませんか。この国の未来に、明るい道筋を切り拓くためにも。

（2月6日 記）

ハッ場の自然と生き物



写真：「ハッ場あしたの会」HPより

地裁・高裁裁判の10年を振り返って

利根川本川の源流のひとつ、吾妻川沿いの群馬県長野原町地区に国直轄の治水・利水の多目的ダム建設計画が浮上したのは1952年、そのきっかけは荒廃した国土を襲ったカスリーン台風による利根川流域の大洪水でした（1947年）。爾来、地元住民の苦悩の時間の経過のなかで、1986年にはダム建設の基本計画が告示され、2001年からは住民の移転に伴う用地補償交渉も始まりました。2004年の時点では、ダム建設直接事業費が4,600億円となること、水源地域対策特別措置法や利根川・荒川水源地域対策基金事業のための下流受益自治体の負担金を含めた事業費総額は8,800億円にもなることも明らかになりました。

この事態を受けて6都県（東京、千葉、茨城、埼玉、群馬、栃木）の市民はそれぞれ行った住民監査請求を端緒として、八ッ場ダム建設にかかる公金支出差止の請求を地方裁判所に提起したのです（2004年）。

請求のポイントは、①自治体の水道事業管理者は利水負担金を支出しないこと ②同水道事業管理者はダム使用権設定申請を取り下げて事業から撤退すること ③知事は治水負担金を支出しないこと等でした。

訴えの法的拠り所は、(イ) 河川法（63条）の地方自治体の費用負担要件（“著しく利益を受ける場合においては、～その利益の限度において”負担の義務を負うこと）に合致しない、(ロ) 地方自治法（2条「地方公共団体は、その事務処理にあたって～最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならぬ」）、そして地方財政法（4条「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」の要請に反している、(ハ) 特定多目的ダム法（12条）のダム使用権設定申請の取り下げの権利行使を怠った不適切な財産管理（地方財政法8条）上の違法などでした。

各地裁の裁判は治水については共通した論理で、

利水については自治体独自の事情を加味しながら水余りの将来予測を柱に、原告団を構成した市民（千葉の場合52人）と弁護団（総勢35人）の手で進められました。各地裁では2010年までに上に示した①②および③等について却下（門前払い）、その他関連事項については棄却の判断が示されたのです。

6都県の原告団は直ちに原判決の取り消しを求めて東京高裁に控訴しましたが、2014年までにすべて敗訴の事態にいたりました。ダム建設の治水上の名分として設定された基準地点八斗島（群馬県伊勢崎市）の基本高水流量22,000m³/秒の虚構（基準点上流部や支流の堤防改修工事が未完成であることや、上流域の森林植生の復活による保水力の回復などによる）や、各自治体の水余りの実態についての精緻を尽くした原告弁護団および補佐人の論証も、司法が耳を貸すところとはなりませんでした。すべてのケースは上告により、現在最高裁に舞台が移っています（注：法律論については中丸報告参照）。

この間、ダム建設中止を掲げた民主党政権（2009年）の誕生を受けて、「八ッ場ダム建設事業の検証」の動き（2011年）もありましたが、政権運営の半ばでダム建設に方向転換（2011年）、司法・行政の両面で流れを変えることはできませんでした。最高裁の判断を待つことなく、現地では本体工事に着手しています。この国の司法の権威と独立のありようについて考えざるを得ません。

（坂倉敏雅）



山を削って砂防ダムを造り、付け替え県道を造成中

ついにハッ場ダム本体工事着工！



発破作業予定地の前で、シュプレヒコール

◆ 抗議行動に参加

1月21日、ハッ場ダム本体工事着工に対する抗議行動（あしたの会とハッ場ダムをストップさせる市民連絡会主催）に参加した。当日、建設に適した岩盤を露出させるための発破作業が行われる予定だったが、前日に中止が発表され22日に行われるという。抗議行動に対するいやがらせかと勘ぐってしまう。

鉄道が吾妻渓谷の対岸に付け替えられてから初めて吾妻線に乗ったが、新しい川原湯温泉駅の手前は長～いトンネルで、吾妻川も見えずなんとも味気なかった。さぞ寒いだろうと重装備で参加したが、現地は晴天で周りに雪はあるものの、思いのほか暖かかった。

抗議行動は工事現場を遠く望む場所で行われた。立ち入り禁止のロープが張られた手前で、作業ヤードの作業員が豆粒ほどにしか見えない所である。地元住民の参加もあり、手作りの横断幕を掲げ「本体工事着工反対」「美しい吾妻渓谷を壊すな」「有害な鉄鋼スラグを撤去せよ」と大声を張り上げたが、果たして現場の人々に聞こえたかどうか。次に車が行きかう場所に移動し、同じようにアピール。

◆ すったもんだの末、抗議文提出

その後、国交省のハッ場ダム工事事務所を訪ね



発破作業「今日は中止の」看板。後方の作業ヤードに作業員の姿だ。玄関先で来意を告げると若い職員が出てきて、所長はいないという。あらかじめ連絡は入れてあること、抗議文を渡すところの写真を撮らせてほしいこと、会議室で手渡したいこと等話すがことごとく断られた。やり取りの末やっと会議室に通され、安倍首相と太田国交大臣宛の抗議文の前文を読み上げ、手渡した。

今回の抗議行動は、マスコミ各社の取材があり群馬版の夕刊に大きく取り上げられたことが一番の成果かと思う。問題だらけのハッ場ダム。本体工事が始まり、24日には土地収用法の手続きをするための住民説明会があるとのことだが、スムーズにいくわけがない。今後もしっかりと見届け、声を上げていかなければと思いながら帰路に着いた。

(服部かをる)

本体建設工事起工式 断固抗議！一斉行動に参加



事業が進められている八ッ場ダム工事は、本体工事が着工したことを世間に認知させるためのセレモニー（起工式）が2月7日、現地で、国や現地自治体、そして6都県知事、国会議員や地方議員、一部の住民それに工事業者が参加して行われました。千葉県は副知事ほかの参加だったとのこと。



ガードマンが阻止

これに対して、やんば6都県の会で構成する八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会を中心となって現地で抗議行動を行い、アピールすることを決め、千葉の会では、幹事で参加できる範囲で臨もうと、中村、村越の共同代表と、入江事務局長の3名が参加しました。



責任を取らない人たちが鍛入れ式

呼びかけに応じた6都県の八ッ場の会のほか、現地の市民オンブズマン群馬などの市民団体も参加し、総勢20数名が、会場前でシュプレヒコールを繰り

返し、拡声器は使わなかったにもかかわらず、会場内にも良く伝わっていた、と会場に入った我々の支援者から連絡がありました。

マスコミは、新聞、TVも各社が会場内で撮影していたとのことですが、朝日、毎日、東京新聞が、我々の抗議活動を取材してくれました。

会場からやや離れて一人の近隣住民らしき人が佇んでいたので、近寄ると、「これは何をしているんかね？」と聞かれ、さらには、「私には、なーんにも聞かされていない」と、住民無視の事業のありかたが垣間見えました。



抗議行動

11時から12時過ぎまでのセレモニーの終了で、会場から出る参会者に、一段とシュプレヒコールをあげ、我々の意思の強さを認識させました。

ここで他の市民団体とは別れて、高崎からチャーターしたバスで、現地の工事状況や、造成した斜面に浸出した茶色に変質した土止めに「危ないなー」と嘆声をあげ、移転した旅館には、ひなびた川原湯温泉の良さは全くなくなったねーと、現地振興にも思いをはせて帰路につきました。

当日は晴れの天気に恵まれましたが、雪の残る現地は、それでも寒かった…。

みなさんお疲れさんでした。

（別紙の抗議文を2/7付けで提出しました）

（村越啓雄）

ハッ場ダム住民訴訟10周年報告集会に参加して

「今、川とひとを分断するもの

1997 河川法改正の理念を取り戻そう！」



記念講演は、元建設省河川局長で1997年の河川法改正に携わった尾田 栄章さんによる「河川法改正が目指したもの」でした。1897年の河川法制定時は治水対策のみ。1955年の改正で治水と利水に、さらに水系一貫性を導入。1997年の改正では、治水と利水に環境の視点を加えました。

印象に残ったのは2点。1点は、世界の多くのダムは1年～2年分の降雨を貯めておけるので洪水を防ぐし渇水に対応できる。比べて、日本のダムは降雨の一部しか貯められず、満水になると放流するので洪水を防げないし、干ばつの解決にもならない。河川法に「河川環境の保全」と「地域住民の参加」という視点を加えたのは、日本の河川の性質を考えれば当然ですとのこと。

2点目はダムに頼らない洪水対策として、河川を氾濫させるように堤防を造るという方法。例えば人口も多く重要度の高い東京を守るために江戸川の左岸の堤防を低く造り、千葉県に水を溢れさせるということを当然のように言われ、千葉県民としては納得できませんでした。

次いで、ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表の嶋津さんから「ハッ場ダム問題の経過と今後の展開」。ハッ場ダム住民訴訟弁護団長の高橋弁護士から「ハッ場住民訴訟10年目の報告」。各都県からの報告。千葉からは余剰水問題を報告。最後に、今後も6都県で協力してダム建設に反対する活動を続ようという集会アピールを採択して終了。

(武笠紀子)

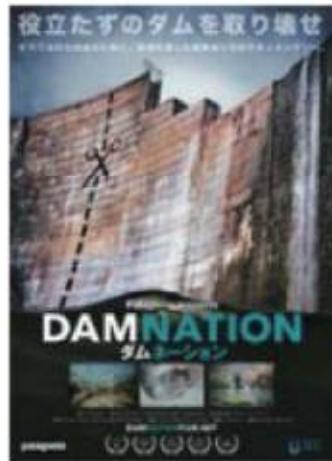
→ 映画「ダムネーション」の紹介

この映画はダム撤去の時代を迎えていた米国から届いたバタゴニア＊制作のドキュメンタリー映画です。制作のきっかけは、「美しい川と自然の美しさ、ダムがいかに川の環境に悪影響を及ぼすか、ダムが持つ自然への破壊性について知ってほしい。そして、ダムを撤去することによって、生態系がどのように蘇るのかを伝えたかった～」とのこと。

ハッ場ダムに象徴されるムダなダム建設が未だ続く我が国。片や、米国ではダムから自然回帰への方針転換。

この映画はダムによる負の側面を伝え、鮭が群れをなして川を遡り、米国の大自然が蘇る迫力ある映画です。

*アメリカのアウトドア用品、衣料品の製造販売メーカー。草の根運動の環境活動グループに売上の1%を助成しています。



お知らせ

■3月19日（木）13:30～16:00

市民ネットワーク千葉県4F会議室

・「裁判の現状と今後の見通し」

千葉弁護団からお話ししていただきます。

・ハッ場ダムをストップさせる千葉の会 総会

ぜひご参加ください。

編集後記

ハッ場ダムストップの活動も10年が経ち、最高裁の判決が出るのも時間の問題です。裁判が終わっても、ハッ場ダムの問題は続きます。私たちが指摘してきた様々な問題が頭在化するに違いありません。

裁判の結果を受け、今後の会の活動をどのようにしていくか考えなくてはいけない時期です。皆さんはどのようにお考えでしょうか。ご意見をお寄せいただけますとありがとうございます。

(入江あき子)